

広島県告示第八百四十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年十月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
医療法人山田外科内科 医院	広島市南区段原日出二丁目一五番一三号	平成二十三年一月一九日	新規